

---

十勝圏複合事務組合中間処理施設  
整備・運営事業  
対面的対話議事録

---

令和5年6月5日

十勝圏複合事務組合

対面的対話における確認事項回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	4	第2章	8	(1)	イ 運營業務	「運營業業者は、余剰電力を第三者に販売するものとするが、余剰電力に係る収入については、組合の収入とする」とあります。売電に係るアンシラリー料金は貴組合にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	第1回質問回答（十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運營業業入札説明書等に関する質問書への回答（令和5年4月3日公表回答 以外）令和5年4月7日）における「2 要求水準書に対する質問 No. 11、No. 171」の回答より、官庁協議は消防署との協議のみ不可であり、他の関係機関との協議は可と理解してよろしいでしょうか。	消防協議は落札者決定後の実施設計段階で事業者が消防署と実施する協議を想定しているため、現段階の実施は不可としましたが、提案段階における一般的な問い合わせは可とします。
3	要求水準書	10	第2章	1	(3)	ウ 計画地盤高	第1回質問回答（十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運營業業入札説明書等に関する質問書への回答（令和5年4月3日公表回答 以外）令和5年4月7日）における「2 要求水準書に対する質問 No. 8」の回答より、想定浸水深5.7m地点の標高が44mに相当すると理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	11	第2章	1	(3)	カ 敷地周辺設備 (7) 電気	「接続検討申込みに対する回答について」にもとづき、特高アクセス線の引き込み方法については以下のようなものと理解しておりますが、誤りがあればご指摘をお願いいたします。 ・既存鉄塔～建設予定地間に分岐鉄塔を新設(電力会社) ・建設予定地内にCH鉄塔を新設(電力会社) ・CH鉄塔～屋外開閉所に設置するGIS間のケーブル敷設・接続(電力会社) ・CH鉄塔～屋外開閉所間の埋設配管工事(事業者) また、上記の理解が正しい場合、要求水準書添付資料6 単線結線図(標準案)では、引込鉄構は焼却処理施設所掌と記載がありますが、当該工事については電力会社所掌になるものと理解してよろしいでしょうか。	「接続検討申込みに対する回答について」によるとご理解の通りの内容が読み取れますが、詳細は電力会社との協議によります。現時点、要求水準書添付資料6のとおりとしてください。
5	要求水準書	13	第2章	1	(4)	キ 搬出車両	最終処分場までの運搬計画のため、以下をご教示いただけないでしょうか。 ①最終処分場の受入可能時間帯 ②最終処分場の受入不可日 ③最終処分場でのダンピング時の車両の高さ制限など、車両寸法についての制限	現最終処分場については、以下のとおりとなります。 ①最終処分場の受入可能時間帯 9:00～17:00 ②最終処分場の受入不可日 日曜日、年末年始（12月31日正午～1月2日） ③最終処分場でのダンピング時の車両の高さ制限など、車両寸法についての制限 高さ制限や車両寸法については、特に定めるものではありませんが、要求水準書添付資料8車両条件一覧のうち最終処分場への搬出車の緒元を超える車両については、個別に確認が必要となります。なお、ダンプ高さの制限は特にありません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	要求水準書	18	第2章	1	(5)	オ 大型ごみの最大寸法	23.04.07付け質問回答No.23にて、機械側の大型ごみ受入許容寸法について確認させて頂いており「適切な前処理を行うことを前提に、要求水準書を上回る提案を可とします。」と回答を頂いております。これを受け、大型ごみについては重機等で適切な前処理を行い寸法を小さくする計画としており、23.04.07付け質問回答No.23に記載させて頂いた「幅および奥行については2mを確保」という仕様について見直しさせて頂けないでしょうか。	第1回質問回答（十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問書への回答（令和5年4月3日公表回答 以外）令和5年4月7日）における「2 要求水準書に対する質問No.23」の回答とおりとします。
7	要求水準書	18	第2章	1	(5)	エ 計画ごみ質表2-16 大型ごみ、不燃ごみの組成（搬出時）	破碎不適物の割合は9.23%となっておりますが、その組成についてご教示ください。	主にコンクリート、陶磁器、ガラス（リサイクル施設からの残渣を含む）などとなっております。
8	要求水準書	44	第2章	2	(2)	イ 地震対策	「設備・機器類については、火力発電所の耐震設計規程（指針）、建築設備耐震設計・施工指針等に準拠する。」との記載がありますが、両者のどちらを適用するか基準はありますでしょうか。本件、23.04.07付け入札説明書等に関する質問書への回答No.50にてご回答頂いておりますが、大型機器、その他プラント機器の支持架構・架台についての回答となっております。機器についても大型機器（ボイラ及び蒸気復水器）は建築基準耐震設計、それ以外のプラント機器は火力発電所の耐震設計に従うことよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、大型機器となる対象機器の詳細については、落札者との設計協議により決定します。
9	要求水準書	45	第2章	2	(2)	ウ 浸水対策(ウ)	第1回質問回答（十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業入札説明書等に関する質問書への回答（令和5年4月3日公表回答 以外）令和5年4月7日）における「2 要求水準書に対する質問No.55」の回答の再確認ですが、管理棟は浸水対策をすれば、浸水水位までRC構造としなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書	58	第2章	3	(3)	エ 燃焼装置駆動用油圧装置	(オ)特記事項cに、「なお、必要に応じ防音対策を施す。」との記載があり、専用室内への設置の記載はありませんが、P154の(オ)に油圧装置室の記載があります。専用室とすることにより、燃焼装置近傍に設置する場合に比べて操作性が劣ります。必要に応じ防音対策を行うことを前提に、専用室の設置は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	十分な騒音対策を実施することを前提に提案を可とします。
11	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	63	第2章	3	(4)	オ ボイラ給水ポンプ キ 脱気器給水ポンプ	数量について「要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。」との回答を頂いておりますが、これは機能的に満足しており、要求水準と比較して経済合理性等の優位性があれば提案を可とすると解釈してもよろしいでしょうか。	経済合理性等の優位性がある場合においても、基数を少なくする提案は認めません。
12	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	64	第2章	3	(4)	カ 脱気器	数量について「要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。」との回答を頂いておりますが、弊社納入施設実績では2炉で1基の構成のものが多く、1基でも十分に運用が可能と考えております。また、経済合理性や操作性の面でも2基設置より優位性があるかと考えます。適正な運営管理に支障が出ないことを前提に提案を可として頂けないでしょうか。	経済合理性や操作性の面での優位性があることが、要求水準書を上回ることには該当しないと考えてください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
13	要求水準書 入札説明書等に関する質問の回答	76 77	第2章	3	(7)	キ 煙道 ク 煙突	材質について「要求水準書を上回る内容においては提案を可とします。」との回答を頂いておりますが、これは腐食への対策を満足していることを前提に、経済合理性等の優位性があれば要求水準書記載以外の材質を提案可とすると解釈してもよろしいでしょうか。	経済合理性等の優位性がある場合においても、要求水準書の内容を上回らない提案は不可とします。
14	要求水準書	103	第2章	4	(2)	ト 一般持込受入・選別設備	添付資料に一般持込車両の搬入車台数実績の記載がありますが、一般持込受入・選別設備から、焼却処理施設、大型・不燃ごみ処理施設への搬送計画をするに当たり、一般持込車両の搬入重量の実績をご教示頂けないでしょうか。	一般持込車両の搬入量について、可燃ごみと不燃ごみの内訳についてのデータは持ち合わせておりませんが、搬入重量の実績については、対面的対話公表時に資料を公表します。
15	要求水準書	114	第2章	4	(5)	ク 一時保管用ストックヤード (オ) b	解体したスプリング入りマットレスのスプリングの搬出は、鉄屑と同じ処理業者が行うという理解でよろしいでしょうか。その場合、スプリングは事業者にて鉄屑用の一時保管用ストックヤードに保管し、処理業者が積込作業を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	118	第2章	5	(1)	エ 特別高圧受変電設備 (イ) ガス絶縁開閉装置 c 主要機器	主要機器に「転送遮断装置又は単独運転検出装置」とありますが、一般的に66kV受電においては設置しないケースが多いと認識しております。本事業においては電力会社との協議により設置することが指定されていると理解してよろしいでしょうか。	「転送遮断装置又は単独運転検出装置」は電力会社との協議により設置を指定されたものではありませんが、詳細は今後の電力会社との協議によります。現時点、設置するものとしてください。
17	要求水準書	146	第2章	6	(2)	ウ 工場棟の平面計画表2-40	多目的広場にステージ・イベント広場とありますが、事業者の提案による、参考項目と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 表2-40に記載の内容は、組合が基本と考えるものであり、落札者決定基準 表4-1 No. 14の審査の視点を踏まえ提案ください。
18	要求水準書	146	第2章	6	(2)	ウ 工場棟の平面計画表2-40	多目的広場のステージの大きさなどの指定があるでしょうか。	大きさなどの指定はありません。事業者提案とします。
19	様式集		様式第14号2-2(別紙)			二酸化炭素排出量	様式第14号-2-2(別紙)にて「熱供給」の欄にロードヒーティングが含まれておりませんが、これは様式第14号-2-1(別紙1)と同様に外気温度8.2℃(年平均気温(令和3年度、帯広測候所))を設定されており、その温度ではロードヒーティングは不要と考えられているためと理解してよろしいでしょうか。また、本様式も様式第14号-2-1(別紙1)と同様に外気温度8.2℃(年平均気温(令和3年度、帯広測候所))を用いて計算するという認識でよろしいでしょうか。	様式第14号-2-1(別紙1)の外気温度は、発電等の提案に際して示しているものであり、ロードヒーティングの有無と直接関係があるものではありません。なお、様式第14号2-2(別紙)を修正しますので、そちらを参照ください。
20	運営業務委託契約書(案)	25	別紙2			提案された余剰電力量の達成状況の確認に係る協議方法(第21条)	「当該年度の実稼働条件、提案売電電力量(提案したごみ1t当たりの売電電力量に当該年度の処理量の実績値(以下「実処理量」という。)を乗じた値)、電力収支及び発電効率を算出して、発注者に報告する。」について、「接続検討申込みに対する回答について」では、ノンファーム型接続を適用するものとなっています。出力制限が生じた場合、当該事象による売電の機会損失については事業者の責めに帰さないものとして、上記とは異なる算出方法にてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。